

部長・部長相当職 各位

企画部長 芦沢 政美

## 令和2年度予算編成方針（依命通達）

### 1 国の動向

日本経済は、雇用・所得環境の改善が続き、企業収益が高水準で推移する中、内需の柱である個人消費や設備投資が増加傾向で推移するなど、緩やかな回復が続いている。ただし、中国経済の減速や情報関連財の調整の影響を受け、輸出や生産の一部に弱さがみられ、多くの日本企業がグローバルなサプライチェーンを展開している中で、通商問題や海外経済の動向が日本経済に与える影響には、十分注視する必要がある。

一方、少子高齢化が進む中で企業では人手不足感が高まっており、その対応が喫緊の課題となっている。日本経済の潜在成長率を高めていくためには、技術革新や人材投資等によって生産性を大幅に向上させるとともに、多様な人材に活躍の場を拡げていくことが重要である。

内閣府が発表した7月の月例経済報告では、景気認識を示す基調判断を「景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している。」とし、「先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響に一層注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としている。

政府は、6月21日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、人口減少・少子高齢化の進行など直面する課題に対応するため、「Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり」と「経済再生と財政健全化の好循環」を掲げ、厳しい財政状況の下で、限られた財政資源をより有効に活用するためにも、人的投資・先端技術への投資促進や次世代型行政サービスへの改革に思い切って資源を投入し、民間のポテンシャルを最大限にいかしつつ生産性と成長力の引上げを加速するとしている。

これを踏まえ、7月31日に閣議了解された「令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」では、①年金・医療等の社会保障費は高齢化等に伴う自然増5,300億円を加算した範囲内、②地方交付税交付金等は「新経済・財政再生計画」との整合性に留意する、③義務的経費は前年度当初予算額の範囲内とし、義務的経費を削減した場合には同額を裁量的経費で要求可、④その他の経費については、前年度当初予算の10%減の範囲内（要望基礎額）で要求できることとした。また、消費税率引上げ前後の需要変動の平準化を図り、経済の回復基調に影響を及ぼさないように万全を期す観点から、歳出改革の取組を継続するとの方針とは別途、消費税率引上げの需要変動に対する影響の程度や最新の経済状況等を踏まえ、適切な規模の「臨時・特別の措置」を講ずることとした。

令和2年度においては、これら国の経済財政運営の動向を注視し、情報収集に努め、適宜適切に対応していく必要がある。

## 2 東京都の動向

都が6月28日に発表した平成30年度一般会計決算(見込み)では、実質収支は1,390億円の黒字となっている。これは、都税収入が前年度決算対比で7年連続の増収となったことに加え、基金を積極的に取り崩したことや、将来を見据えて無駄の排除を一層徹底したことなどによるものである。今後、東京2020大会の成功に向けた準備や大規模災害に備えた防災対策など、都が直面する膨大な財政需要に対応していくため、引き続き堅実な財政運営を行っていくとしている。

都は、令和2年度予算を、東京2020大会を確実に成功させ、東京が世界で輝き続ける未来を創る予算として、

第一に、東京2020大会を確実な成功へと導き、次世代へと継承するレガシーを創り上げること

第二に、都政が直面する諸課題に迅速かつ的確に対応するとともに、Society5.0の実現に向けた施策など、東京が成長を生き続ける成熟都市として進化を図るための取組を積極果敢に進めること

第三に、将来にわたる施策展開を支えるため、都政改革を更に進め、ワイズ・スペンディング(賢い支出)の視点により無駄の排除を徹底するなど、財政基盤をより強固なものとすることを基本として編成することとしている。

また、原則としてゼロシーリングを継続としたが、「重点政策方針2019 未来への投資～人が輝く東京に向けて～」に基づく積極的な取組をはじめ、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」を着実に推進させる政策の展開(長期戦略ビジョン(仮称)の早期の具体化を図る取組を含む)のうち、新規・拡充を行うものについてはシーリングの枠外とした。

都から市区町村への財政支援については、昨年度に引き続き、地方分権を推進する観点から、区市町村の自主性・自立性の更なる向上を図るという視点に立って、補助金の整理合理化、補助率の適正化、統合・重点化等の見直しを積極的に図ることとしている。

また、歳入の根幹を成す都税収入について、平成31年度税制改正において、地方法人課税における制度見直しが新たに講じられることとなり、令和2年度以降、都財政に大きな影響が生じるなど、その先行きは予断を許す状況にないとしており、市の予算への影響について、一層の留意が必要である。

## 3 本市の動向

### (1) 平成30年度決算の状況

本市の平成30年度一般会計の決算見込みでは、実質収支が7億9,851万円の黒字となった。歳入では、市税が2.3%の増収で、過去最大の154億7,921万9千円となった一方で、地方消費税交付金が清算基準の見直しで14.7%の減になり、一般財源は0.8%の増となった。特定財源では、市債が109.2%の増になったこと等により、17.7%の増となった。

歳出では、人件費が1.0%の増、扶助費が0.4%の増、公債費が4.2%の減となっており、義務的経費全体では0.03%の増となった。投資的経費は、第三中学校校舎大規模改修等工事請負費、第一調理場用地買収費、第一調理場建替移転工事請負費、民間保育所等振興費補助金の増等により、69.4%の増となった。

歳入の一般財源が増加した一方で、義務的経費の支出は微増にとどまったため、普通会計における経常収支比率は、前年度より2.2ポイント減少し89.1%となった。ただし、公債費の減は一時的なものであり、今後も経常経費の増加が見込まれることから、財政の硬直化が進まないよう留意が必要である。

## (2) 令和2年度歳入見込み

平成31年度の市税は、個人市民税では、人口増や雇用、所得状況の改善等の増要因があるものの、ふるさと納税による寄附金税額控除額が前年度を大幅に上回る見通しであり、税収の伸びを鈍化させている。また、普通交付税及び臨時財政対策債は、好調な地方税収を背景に圧縮傾向の算定となっており、当初予算額を下回る見通しである。

令和2年度の市税は、引き続き都市基盤整備の進捗により、個人市民税、固定資産税等が増収になることが想定されるが、個人市民税では、ふるさと納税による寄附金税額控除額の動向には留意する必要がある。また、景気は緩やかな回復が続いているものの、通商問題や海外経済の動向等が、我が国の景気を下押しするリスクがあり、株価などの影響を受ける税連動交付金についても安定性を欠くといわざるを得ない。なお、10月の消費税率改定に伴い、令和2年度から本格的に歳入することになる地方消費税交付金の増収分については、幼児教育無償化等の財源となるほか、基準財政収入額に全額算入されることから、新規事業の財源にはなり得ないことに留意する必要がある。

このように市財政を巡る環境は、引き続き厳しい状況にあることから、可能な限りの情報収集を尽くし、特定財源の確保に努めるとともに、現在検討中である使用料、手数料等の見直しについて、着実に進めていく必要がある。

## (3) 令和2年度歳出見込み

令和2年度は、第四次長期総合計画の最終年度に当たり、計画の目標達成に向け着実に推進していく必要がある。投資的経費においては、第一調理場建替移転事業における初度備品等の購入、庁舎空調設備改修工事など、債務負担行為によりすでに支出が確定している事業のほか、市施行及び組合施行の土地区画整理事業や公共下水道事業等の都市基盤整備をはじめ、民間保育所整備等が想定される。

また、義務的経費では、会計年度任用職員制度開始に伴う人件費増、保育所新設に伴う扶助費増、平成30年度借入市債の元金償還開始に伴う公債費増、その他経費では、福祉総合システムの更新に伴う物件費増などが想定される。

こうしたことに加え、消費税率改定の影響が通年化することによる歳出増も見込まれることから、これまで以上に特定財源の確保に努めるとともに、各事業の必要性や費用対効果、規模等を見直し、財源に見合った規模に抑制していく必要がある。

## (4) 令和2年度予算編成への取組み

第四次長期総合計画期間中は、厳しい財政状況の中、職員配置の適正化や組織改正等の行政改革に積極的に取組み、市民生活に直結する多くの事業を継続的に展開し成果をあげてきたところである。そういった成果を踏まえ、令和2年度は、本市が持続的な発展を遂げるための布石を打ち、円滑に（仮称）第五次長期総合計画期間につなげていくことが求められる。

こうしたことを踏まえ、令和2年度の予算編成に当たっては、必要な行政サービスの水準を確保しながら、事務事業の見直しを一層徹底し、効率的、効果的な行財政運営に努めていくために、以下のことを基本とする。

第一に、将来を見据えた健全な財政を維持しながら、第四次長期総合計画の主要な事務事業等や、市が直面する課題の解決に取組むこととする。

第二に、市民の安全を最優先に防災・減災対策に計画的に取組むこととする。

第三に、受益者負担の見直しや新たな財源の確保に取組むとともに、全ての事務事業について、費用対効果や必要性、有効性を厳しく検証し、更なる創意工夫により経費の縮減を図るとともに、選択と集中の視点に立ち、施策の優先順位付けを念頭に予算を見積ることとする。

また、原則として前年度予算額の範囲内で所要額を見積る（ゼロシーリング）こととし、以下の点に留意すること。

- ① 裁量的経費については、事業内容や執行方法の改善を図るなど、徹底した見直しを行うこと。また、見直しの際は、新公会計制度を活用した事務事業評価結果などを参考にすること。
- ② 義務的経費については、人口増等による自然増はシーリングの対象外とする。その場合にあっても、規模、単価等の積算根拠は十分精査すること。
- ③ 投資的事業については、第四次長期総合計画の中間点検に掲げられているものを優先するとともに、新たな財源確保に取り組み、効率的、効果的に事業進捗を図ること。
- ④ 新規事業・レベルアップ事業を含む政策的経費については、以下を厳守したうえで要求すること。
  - ・事業の必要性や費用対効果、他市の実施レベルなどの検証を徹底して行い、必要な財源が確保できない場合には、必ず既存事業の見直しと併せて実施するとともに、終期を設定すること。
  - ・過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等の積算根拠については、十分精査を行うこと。
  - ・第四次長期総合計画中間点検後の後期5か年の財政フレームを超えない範囲で要求すること。
  - ・第四次長期総合計画の計画外の事業で、令和3年度以降の財政負担が大きいものは、(仮称)第五次長期総合計画の財政フレームの中で検討すること。

より一層の地方財政の自立、地方分権の推進が求められる中、「予算は自治体の政策決定である」ことを肝に銘じ、議会及び市民団体からの要望事項、監査委員からの指摘事項についても十分配慮のうえ、職員一人ひとりが予算編成の主体となって課題に取り組まれるようお願いする。

この旨、命をもって通達する。

## (歳入)

### ① 市税

経済情勢の推移や税制改正の動向、地区の開発動向を的確に掴み、公平負担の原則から課税客体の的確な把握の向上を図り、積極的な財源確保に努めること。市税徴収率については、徴税努力により、前年度以上の水準を目指すこと。

### ② 分担金、負担金、使用料及び手数料

現在、「使用料の算定基準」及び「手数料の算定基準」等を策定中であり、別途指示があるまでは、現行単価を使用すること。

### ③ 国・都支出金

国・都の予算編成の動向に十分留意し、対象経費を精査した上で、積極的な確保に努めること。

特に、負担金及び補助金の廃止・縮小があった場合は、他の財源の確保あるいは事業の見直しや廃止を行い、安易に一般財源への肩代わりは行わないこと。

### ④ 財産収入

法定外公物等の未利用財産については、特に廃滅水路・道路の売却を促進し、前年度実績以上を目指すこと。

### ⑤ 基金繰入金

財政調整基金及び公共施設整備基金からの繰入れは、可能な限り縮減すること。

### ⑥ 市債

世代間の負担の公平性という趣旨を踏まえ、後年度の負担に配慮し、適切な活用を図ること。

### ⑦ その他

広告収入、ネーミングライツ及びクラウドファンディングなど新たな財源確保について、積極的に検討し財源の創出に努めること。

## (歳出)

### ① 人件費

令和2年度については、会計年度任用職員制度の開始により、人件費の大幅な増が見込まれるところである。弾力的な組織運営を図り、効率的な執行体制を構築し、総人件費の抑制に努めること。

### ② 扶助費

扶助費については、今後も増加が見込まれるため法令等に係るもの以外は、他市の状況等を検証し所要額を見積もること。

### ③ 物件費・維持補修費

事業委託については、必要性や費用対効果などの観点から、業務内容を十分精査し、仕様を明確にするとともに、創意工夫により経費の縮減に努めること。

宿泊を伴う旅費については、必要最小限のものとすること。また、原則として宿泊を伴う随行職員の旅費計上は1人、委員の視察研修は就任時及び隔年実施とすること。

維持補修費については、「稲城市公共施設等総合管理計画」に基づき、緊急性、安全性、事業効果を十分に検討し、市内全ての施設等の維持補修や更新の必要度を考慮し、優先順位付けを行ったうえで予算に反映させること。

④ 補助費等

補助金については、「補助金等の取り扱い基準」を参考に引続き見直しを実施し、適切な対応を図ること。また、各種団体に対する補助金については、団体の自立的、自主的運営の促進を求めるとともに、各主管課においては、その内容、経費を精査し所要額を見積もること。

各種団体への負担金等については、目的、効果及び必要性を再検証すること。

⑤ 投資的事業

投資的事業については、第四次長期総合計画中間点検後の財政フレームを堅持すること。事業費の積算に当たっては、過去の決算等の分析・検証を行うこと。また、規模・単価等の積算根拠についても十分精査を行うこと。

施設整備については、事業効果・優先度・必要性・整備水準・将来の維持管理費用等を検証し所要額を見積もること。また、設計段階から建設費の縮減に努めるとともに、管理がしやすい施設を目指すと同時に民間活力等を積極的に導入することにより、コスト縮減に努めること。

⑥ 特別会計、下水道事業会計

特別会計、下水道事業会計についても、一般会計と同一基調に立ち、当該会計を設置した本来の原則に基づき、経営の一層の効率化及び自己財源の確保を図り、一般会計からの繰入金または負担金を可能な限り圧縮するよう、最大限努めること。

⑦ 出資団体

市の出資団体については、その存在意義を検証し、あり方や事業内容について不断の見直しを行うとともに、多様な視点から経営改革を推進するよう、適切な指導監督を行うこと。特に、団体に対する財政支出については、経営の効率化・自立化を促進する観点から、補助及び委託の内容・規模・方法等、厳しく検証を行った上で、所要額を見積もること。

⑧ その他

経費の積算に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・消費税率については、軽減税率や経過措置に留意し、適切な税率で積算すること。なお、消費税増税分については、シーリング対象外とする。
- ・環境問題・危機管理にも配慮し、過去の実績値等を踏まえ、更なる見直しを行い最少の経費で積算すること。
- ・単価及び数量等は、的確に把握し積算すること。
- ・公共施設の維持管理・運営等は、指定管理者制度や市民参加、協働等により事業化・具体化するよう努めるとともに、市民サービスの向上や経費の縮減などの効果を予算に反映させること。